

損保 1 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (5) の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
各 5 点

- (1) 傷害保険において、①被保険者の職業・職種、②被保険者の年齢および③担保危険の時間的制限の各要素が、危険度 (料率) にどのように影響を及ぼすと考えられるか、各々説明しなさい。
- (2) 「保険会社向けの総合的な監督指針」において、保険商品審査上の留意点等として規定されている危険選択に関する記述について、以下の空欄のうち①~⑤の空欄に当てはまる最も適切な語句を記入しなさい。なお、①~⑤の空欄には、それぞれ異なる語句を記入すること。

【IV-1-4 危険選択】

- (a) 被保険者の に係る ① 及び被保険者の に係る ② を適切に選択する方策を講じているか。
- (b) ③ を排除する方策を適切に講じているか。
- (c) ④ については、 ⑤ を避けるため、保障等の内容や保険金の水準など商品内容に適切な対応が図られたものとなっているか。
- (3) 完ぺきな統計データに基づく完ぺきな料率算定技法を用いたとしても、将来のクレームの予測が必ずしもうまくできるとは限らない理由を説明しなさい。
- (4) 付加保険料の付加方式の一つである社費定率 (対保険金額) 方式につき計算式を示したうえで、この方式の問題点について説明しなさい。

(5) 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 232 号においては、大規模自然災害ファンドの計算に用いる工学的事故発生モデルの要件として次のように記載されている。当該要件を地震リスク評価、台風（風災）リスク評価に当てはめた場合、下線①～③は具体的に何を示しているのか、各々挙げなさい。ただし、下線③については、「構造、用途」以外を挙げなさい。

- イ. 想定される全ての保険事故について、発生場所、強度等①が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。
- ロ. 保険事故により発生する現象②が工学的な理論に基づいて評価されていること。
- ハ. 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性③を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が、工学的な理論に基づいて評価されていること。
- ニ. 保険金の支払条件が考慮されていること。

問題 2. 次の (1) ～ (5) の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各 7 点

- (1) クラス料率の利点およびクラス料率の適用により生じる可能性がある問題について説明しなさい。
- (2) 料率算定にあたり、純保険料法が損害率法との比較において優れている点を説明しなさい。
- (3) 自動車保険の参考純率において、損害保険料率算出機構により平成 23 年 9 月 26 日に届出されたノンフリート等級別料率制度の改定内容について、この制度の改定前の問題点を踏まえて説明しなさい。
- (4) 元受保険契約および受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再について、留意すべき事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。
- (5) 取締役会が、経営方針に則り、保険会社全体の収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定するにあたり、留意すべき事項を「保険検査マニュアル」に則って説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に解答しなさい。〔解答は汎用の解答用紙に記入すること〕

各 20 点

(1) ある損害保険会社では、保険期間 1 年の損害保険商品（疾病保険を除く。）に対して、保険期間を長期化する検討（積立型保険の検討を除く。）を行うことになった。この商品開発の検討に際して、保険期間を長期化することのメリット・デメリットを整理した上で、保険料算出の観点から留意すべき点について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

(2) 消費税の引上げが損害保険商品の収支に与える影響を具体例を挙げて整理し、消費税の引上げに対し、保険料算出や料率検証においてどのような点に留意すべきかについて、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

以 上

損保 1 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1)

①職業・職種：就業中に被る災害危険については、職業・職種の違いにより危険度合いに差異がある。通常、就業に携わる時間は、日常生活全体に占める割合が大きく、したがって、職業・職種の違いは危険度に影響を及ぼすと考えられる。
②年齢：特別に高年齢ではない一般の年齢層においては、災害危険の度合いに関して年齢別による顕著な格差は見られないものと考えられる。しかしながら、高年齢層は、一般年齢層に比して傷害危険の度合いが大きいといえる。入院、通院危険度については、事故頻度の面だけでなく、日数の長期化という側面についても留意する必要がある。
③時間的制限：海外旅行・国内旅行のように一定期間に危険が集中するような場合は、期間区分別に危険度合いに格差がある。危険にさらされている時間に比例して事故頻度が高くなるのは当然であるが、時間に基づく比例的要素以外に別の要因が影響していることも考慮すべきである。

(2)

①	身体的危険
②	環境的危険
③	モラルリスク
④	無選択型商品
⑤	逆選択の混入

(※) ①、②は順不同

(3)

① 時間とともに事情が変化し、それが事故頻度および1件あたり平均損害額に影響をもたらすため。
② 将来予測を行なうために過去の統計データを用いるという際、それは大数の法則に基づいて算出することになるが、この法則にも弱点が存在するため。 具体的には、ロス発生には常に偶然的要因がつきまとうため、実績ロスが予定ロスに等しくなるほど大規模な危険集団が存在することは難しく、また料率算定者が将来ロス予測値として完全な信頼をおけるほど、料率算定に用いられる統計量が十分であることはほとんどあり得ないことから、危険集団規模が大きくなるに従い実際のロスが予定ロスと近づくといっても完全に一致することは無い。

(4)

計算式	$P = (r + e) \div \{1 - (\theta + \delta)\}$
	<記号の説明> P:営業保険料 (対保険金額)、r:純保険料 (対保険金額)、 e:社費 (対保険金額)、 θ :代理店手数料率 (対営業保険料)、 δ :利潤率 (対営業保険料)
問題点	保険金額の大小に比例して収入保険料のうちの社費相当部分が増減する一方で支出社費には固定的部分があることから、当該保険料部分は保険金額が高額な契約では余剰を生じ、保険金額が少額な契約では不足するおそれがある。

(5)

	地震	台風 (風災)
①	震源域、マグニチュード	経路、中心気圧
②	地表面最大速度	瞬間最大風速
③	建築年、階数	建築年、屋根、開口部

問題 2.

(1)

利点	適用が簡単なこと。個別料率やメリット料率において必要とされる高度な知識や経験を得ていない者でも簡単に保険料計算ができ、時間的、労力的および費用的な節減が図れる。
適用により生じる可能性 がある問題	<p>①保険引受の選択が行われること</p> <p>料率が同一クラス内のある構成員にとっては低すぎ、他の構成員にとっては高すぎるものである場合には、保険会社は、料率が高すぎる者だけの保険引受を行い、低すぎる者の引受拒否を行うことにより、より大きな利益を上げることができる。保険会社がこのような行為を行えば、多数の者が保険手当てされないまま放置されることになり、消費者の不評を買い、社会問題化する懸念がある。</p> <p>②必要以上の料率細分化が行われる恐れがあること。</p> <p>保険会社が個々の料率区分内の最も危険度の低い層を獲得するために、料率を細分化していくことが考えられる。料率区分は、考えようによってはいくらかでも細分化は可能であろうが、あまり細分化してしまうと個々の料率区分は、信頼性を確保できるだけの十分なデータ量が得られなくなる。さらには、最も高い料率区分は、いわゆる“禁止料率”になってしまう危険性をはらんでいる。</p>

(2)

純保険料法が損害率法との比較において優れている点は次のとおりである。

①従来の保険料率を調整する手法である損害率法に対して、純保険料法は、十分な保険データが蓄積されていない状況においても、一般データで補完することが可能であること。また、このために新しい保険商品の料率算定には、損害率法ではなく一般的に純保険料法を用いること。

②損害率法では必ずしも必要ではない、エクスポージャ数、クレーム件数、個々のクレーム額といった保険データが純保険料法では必要であり、これらが蓄積されていくこと。また、このような保険データにより、事故発生頻度やクレーム額のトレンドの把握など、詳細な分析が可能となること。

③損害率法では、保険金の支払いが増減した場合に、必要なデータが必ずしも蓄積されておらず、要因の分析が十分行えない場合があるが、純保険料法は統計データからトレンド支払額分布を用いての頭切係数、その他のファクターのより詳細な分析も可能であり、科学的かつ論理的な料率算定法であることから、行政当局者や消費者に対して料率改定を正当化するのが比較的容易であること。

(3)

改定前の制度では、前年契約の事故の有無にかかわらず、同じ等級の契約者であれば同一の割増引率（係数）を適用していたが、前年事故があった契約者は負担している保険料と比較してリスク実態が高く、前年事故がなかった契約者は負担している保険料と比較してリスク実態が低くなっており、同じ等級内の保険料負担に不公平が生じていた。このため、以下の改定を行った。

- ・ノンフリート等級別係数について、継続契約の7～20等級の等級係数を無事故係数と事故有係数に細分化した上で、すべての等級について直近のリスク実態を基に係数の見直しを行った。
- ・車両盗難、飛び石、落書き等の事故については、次契約の等級をダウンさせず、「すえおき事故」として取り扱ってきたが、「1等級ダウン事故」として取り扱うこととした。
- ・「3等級ダウン事故」1件につき3年間、「1等級ダウン事故」1件につき1年間、事故有係数を適用することとした。なお、事故有係数の適用期間は6年間を上限とした。

(4)

①保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。
②保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。
③保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。
④出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。
⑤再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。
⑥保険子会社等への出再を行う場合は、上記①から⑤までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

(5)

・資産・負債の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本等の状況を踏まえ検討しているか。
・負債特性を保険会社全体及び各部門の戦略目標の設定における重要な要素として位置付け、商品開発や保険料率設定等に関して、負債特性の評価・分析結果及びそれを踏まえた対応状況を考慮しているか。また、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することとしているか。
・どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
・保険会社全体及び各部門の戦略目標は、目先の収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

問題3.

(1)

本題においては、保険期間を長期化する検討を行うということであるが、そもそも保険期間の長期化について、どのような背景があつて検討が進められたかの把握が必要である。また、様々な角度からメリット・デメリットを整理・把握したうえで、商品開発を行うことが必要になろう。

1. 保険期間を長期化することのメリット・デメリット

<契約者側のメリット>

- ・保険の更新の手間が省け、保険の付保漏れの心配がいないこと。
- ・火災保険における住宅ローンの返済期間や傷害保険における学校等の就学期間など、加入目的に応じた保険加入が可能であること。
- ・長期の保険期間に対して、一括して保険料を支払うことにより保険料の割引効果が期待できること。
- ・保険期間の途中で保険料を変更する仕組みがない一般的な契約においては、長期間に亘って保険料が確定されること。

<保険会社側のメリット>

- ・保険期間が長期のため、継続率がアップすること。(継続落ち等による他社流出の防止に繋がること。)
- ・契約継続の手続きが省けるため、事務コストが削減できること。
- ・住宅ローンの返済期間、不動産の賃貸期間、動産のリース期間など、保険の利用目的や保険の目的の利用期間に応じた保険期間の設定により、販売促進がしやすいこと。
- ・保険料を一括して払い込むことにより、収入保険料の拡大に貢献すること。(会社規模を計ることの一つである収入保険料の拡大に寄与すること。)
- ・販売者(代理店)にとっては、保険料の一括払いにより保険料も大きくなり、代理店手数料が一時に大きく得られること。

以上のように、契約者側のメリットと保険会社側のメリットが相俟って、保険会社が積極的に保険期間の長期化を推進する傾向が見られるようになっている。

しかしながら、長期のリスクを引き受ける保険会社にとっては、保険期間を長期化することのデメリットも十分に認識しなければならない。

<契約者側のデメリット>

- ・契約継続手続きの機会が少なくなることにより、保険加入の意識が薄れて、契約内容の見直しやメンテナンス機会がなくなり、最適な契約内容が保てなくなる恐れがあること。
- ・保険期間の途中で保険料を変更する仕組みがない一般的な契約においては、保険会社が保険期間の途中で保険料の引き下げを行った場合でも、保険料が調整されることがないこと。

<保険会社側のデメリット>

- ・保険料一括払契約においては、予定利率を設定して保険料の割引を行うため、予定利率の設定水準と運用環境によって逆鞘リスクが生じること。
- ・保険料が長期間に亘って確定される契約においては、環境変化に応じて損害率が上昇しても保険料改定および商品改定(引受方針や販売方針の変更を含む。)が機動的に実施できず、保険会社にとって危険差損を被るリスクとなること。

- ・将来における再保険コストが変動することにより、元受保険料に見合った再保険が確保できない可能性があること。
- ・物保険における保険金額の設定について、保険の目的の評価額(保険金額)は、新価ベースであっても時価額ベースであっても期間が経過するにつれて変化するものであり、減価償却や物価上昇などによる評価額の変化に対して、保険金額の調整の工夫も課題になること。
- ・契約を維持管理するための維持費について、将来の物価上昇や価格変動により費差損を被るリスクが生じること。

以上のようなデメリット(リスク)が存在するにもかかわらず、保険料面における契約者側の期待(長期で契約したほうがお得感があるというもの)もあり、現実としては保険期間の長期化が推進されている。このような状況下においても、実際に保険会社が保険料設定を行う上では、これらのデメリット(リスク)を踏まえた上で保険料設計に対する工夫も必要であり、かつ非常に重要になってくる。

2. 長期契約の保険料算出における留意点

一般的に長期契約の保険料は、保険期間1年の保険料をベースにして保険料を算出している。補償内容が同一の場合においては、保険期間の長短で単に期間に比例した保険料にはなっておらず、長期間であればあるほど1年当たりの保険料が小さくなっている。営業保険料の算出の際には、保険期間1年の契約と長期の契約との間で公平性を確保することを踏まえつつ、前記の保険会社側のデメリットを考慮したうえで、さらに以下の点に留意する必要がある。

<1> 予定利率による割り引き

保険料を一括で支払う契約においては、数年分の保険料が前払いされるので、保険会社は運用利息による利益を受けることができる。この予定利率による利息部分を見込んで割り引きを行うことができる。

一般的に、予定利率は損益に対して中立であることを前提に定められる。将来的に運用環境が好転した場合、結果として契約者に高い料率を付加することとなってしまいが、一方で将来の運用環境が悪化した場合には、いわゆる逆鞘のリスクを追うこととなることから、事業の健全性を確保する観点からある程度の保守性も必要となる。運用利回りは期間に応じて変化するのが一般的であるが、実際には、保険種目毎に保険期間にかかわらず一律に設定されているようである。

<2> 付加保険料の調整

2年目以降の保険料部分に含まれる新契約費に相当する部分は、長期契約においては必要ないという考え方から、付加保険料の割り引きを行うことが考えられる。この割り引きの設定にあたっては、新契約費に相当する保険料部分の把握状況によって割引率の変動することから、保険期間1年の契約との保険料の公平性を保つために、合理的に支出社費の実態を把握することが必要となる。また、回払契約の場合で、新契約費に相当する割り引きファンドを平準化して各回払保険料から割り引きを行っている場合、保険期間の途中で解約が発生すると、必要な付加保険料が確保できなくなる可能性があるため、割引率の設定においてこれを留意した工夫も必要となろう。

一方、将来の支出社費を現時点において見積もることは不確定要素が多く、また、設定した

付加保険料を保険期間の途中で安易に変更することはできないことから、より一層の慎重な対応が必要となる。

さらに、保険期間が長期間であることから発生する固有の事務処理に関しても留意する必要がある。たとえば、少なくとも1年間に1度は、契約内容を契約者に通知することなども必要となるため、これら長期契約固有に発生する事務に対するコストの付加方法についても十分な検討が必要となる。

<3> 将来の危険の増加・減少に伴う調整

現時点で適正な危険保険料であっても、将来において、この危険保険料の水準がリスクに見合った危険保険料としての適正性を保証するものではない。社会環境の変化や自然環境の変化に伴う危険度の増加や減少を調整することが必要となる場合もある。特に、長期契約においては、時間の経過とともにこれが顕著になってくる。

これらのリスクを評価してそのリスク量相当分に対するマージンを付加することや、リスクの変動状況を見込んで料率上昇傾向または低下傾向を織り込んだ保険料設計とすることなど、これら調整には慎重な検討が必要となる。また、将来の時点に対するリスク評価を行う場合、保険料水準に対する不確実性が高まることから、そのリスク評価の方法に関しても様々な検討が必要となる。さらに、長期契約の中でもリスク構造の変化が激しいため将来予測が難しいものについては、その変化にどのように対応すべきかが重要な課題となる。

一方、将来に亘る長期期間のリスク評価が合理的に行えないと判断される場合には、引受期間や引受金額の上限を定めるなど引受上の制限を設けることも必要となる。例えば、賠償責任保険において、長期間のリスクを負うことが保険会社の健全性維持に大きな影響を与えるという判断から、長期契約の引き受け自体を制限することも必要である。

<4> その他

自動車保険のノンフリート等級制度のように事故の有無によって、契約更新時の保険料が変わるような商品の場合は、保険期間の長期化に伴って、事故の有無に対する不確実性をどのように保険料に織り込むのかについて工夫が必要になる。保険期間1年の契約との保険料の公平性の観点からも合理的な保険料算出が必要になってくる。

3. まとめ

昨今において、経営方針や営業施策面など様々な理由で保険契約の長期化を推進することが考えられる。前記のとおり、長期で契約すればするほど保険料の割り引きが期待できるなどの契約者側の期待するところも大きいですが、保険会社として長期契約の保険商品を開発するにあたっては、単に保険料の割り引き要素だけを重視し、保険会社が抱えるリスクについて決して軽視したまま長期化の検討を行うべきではない。長期契約の営業保険料の設計にあたっては、保険期間1年の契約と長期の契約間における保険料の公平性の確保を踏まえつつ、保険期間を長期化した場合における保険会社の健全性の維持、収益性の確保も踏まえた検討が必要となってくる。

以上の通り、長期契約の商品開発および商品管理に関しては、数理面の工夫やリスクの把握などアクチュアリーとして留意しなければならない事項が多々ある。保険期間の長期化は、不確実性の拡大に繋がることから、まさにアクチュアリーとしての役割が期待されるところである。

(2)

1. 消費税の引上げが損害保険商品に与える影響

< 1 > 保険会社の支出に与える影響

保険料は非課税であり、保険料そのものに消費税が課されることはないが、保険金や経費等については消費税の引上げにより増加する場合がある。

以下、「保険金」「社費」「代理店手数料」別にその影響を整理する。

(a) 保険金

実際の損害額（修理費）を基準として算出した額を損害保険金として支払っている商品は、消費税を含めて損害保険金を決定しており、ある事故の支払について、消費税が引上げとなれば損害保険金の額も引上げになる。

例えば、自動車保険における対物賠償や車両損害、火災保険における損害保険金等が該当する。

一方、傷害保険の死亡保険金のように支払われる保険金の額が約定上固定されている商品については、消費税が引上げとなっても保険金の額は変わらない。火災保険や自動車保険においても保険金額に対して定率を支払う場合や特定の事故に対して定額を支払う場合があるが、この場合においても、消費税の引上げが直接保険金の増加に結びつくものではない。

なお、いずれのケースにおいても損害保険金とは別に、保険会社側で負担する損害査定付帯費用については消費税引上げの影響を受ける。

(b) 社費

保険会社で支出する社費のうち、物件費の大半（諸会費、寄付金を除く）は消費税の引上げによって増加する。

給与・退職金等の人件費については、直接消費税引上げの影響を受けることは無いが、一部、厚生費における通勤費等、消費税の影響を受けるものもある。

(c) 代理店手数料

代理店手数料は消費税の課税対象であり、保険会社が代理店に支払う額に対して消費税引上げの影響を勘案する必要がある。

< 2 > 収益に与える影響

上述の通り、消費税引上げに伴い、支出の一部が増加し、消費税引上げ前の保険料水準で引受を行った契約について、消費税引上げ後にある程度の収益が圧迫されることが想定される。

その影響額は、商品の収入保険料の規模にも依るが、自動車保険等その規模が大きい商品については、消費税の引上幅が例え数%であったとしても保険会社の収益実額としては大きな影響を及ぼす可能性もある。

まずは、上記（1）の整理を踏まえ、商品収益上の影響額を確認し、必要な対応策を検討することになる。

なお、消費税引上げに対応して、保険料を改定したとしても消費税引上げ前に引き受けた保有契約（特に長期契約）については、途中で保険料を変更することが困難であり、消費税引上げの影響額を保険料として確保することが出来ない。この場合、消費税引上げによる影響額は将来の確定した損失として認識する必要があるだろう。

2. 保険料算出および料率検証等における留意点

< 1 > 保険料算出

上記1の通り、消費税の引上げは商品の収益に影響を与えることになるため、少なくとも消費税引上げ後に引き受けた契約について収支相等を前提にするためには保険料の見直しが必要になる。

既に上記1.(1)で整理した保険金等への影響を前提に見直しを検討することになるが、損害保険商品の特性に応じて、例えば以下のような点にも留意する必要がある。

a. 純保険料

実際の損害額を支払うような商品において、限度額が無制限であれば、全ての保険金が消費税引上げ相当分引上がることを前提に、保険料を算出することが考えられるが、限度額が決まっている場合、消費税の影響を受け保険金が増加する場合でも、限度額が変わらなければ限度額を超える修理費（例えば全損）に対する保険金は増加せず、その増加幅は消費税引上げ幅よりは少なくなる。

また、免責金額等一定金額以上の場合のみ保険金を支払うことを約定している商品の場合、消費税引上げに伴い、従来免責金額以下となり支払っていなかった損害も免責金額を超えて支払う可能性があるため、保険金の額だけではなく発生頻度についても調整が必要な場合がある。

次に、例えば火災保険において物の価額を保険金額として設定し、保険料率を乗じて保険料を算出する商品の場合、契約時に設定する保険金額自体が消費税の引上げに伴い増加する可能性がある。この場合、消費税引上げに伴う保険金の増加分は保険料率ではなく設定する保険金額の見直しで吸収できるため、保険料率の引上げは不要になる。ただし、自動車保険の車両保険や火災保険で実損払を導入している商品のように限度額の増加に伴い保険料の増加率が逡減していくような保険料体系の場合は、必ずしも限度額の増加だけでは消費税引上げの影響を吸収できない場合もあることに留意する。

以上のように、限度額と保険料率の関係も考慮し、安易に消費税引上げの影響を税率の引上げ幅と同率で保険料率に反映し、必要以上に保険料を引き上げることが無いようにする必要がある。

さらに、例えば、医療費を実損で支払う商品については、直接消費税の影響が出るものではなく、消費税の引上げに伴い「診療報酬基準」が見直されれば保険料率の見直しも検討しなければならない場合がある。このように、保険料算出の基礎として利用している前提が、消費税の引上げに伴いどのように影響するか、間接的な影響にも注意して対応していく必要がある。

b. 付加保険料

収益上の影響で確認したように、付加保険料全体ではなく、社費および代理店手数料のそれぞれについて、消費税引上げの影響を考慮し、保険料への反映を検討することが重要になる。

例えば、社費定率（対保険金額）方式を採用している場合で、消費税引上げと共に設定する保険金額が引上げられる場合、社費については、収入保険料の増加とともにその内枠である収入社費も同率で引きあがるため、その増加額と実際に消費税引上げに伴い増加する経費との比較が重要になり、必ずしも消費税引上げが保険料率の引上げに結びつくものではないことに留意する必要があるが、代理店手数料については、保険金額の引上げに伴い収入保険料が増加すれば、支払手数料実額が増加し、その額

に対して消費税が課されるため、社費とは別の観点での検討が必要になる。

以上のことを踏まえ保険料の見直しを検討することになるが、必ずしも消費税引上げの影響が全ての商品に対して大きな影響をもたらすものではなく、また、既に適用している商品の保険料で収益を確保できている場合には、保険料改定することなく、そのファンドで消費税の影響を吸収できないかにも留意する必要がある。

さらに、結果として算出後の保険料によって回復する収益がわずかなものであれば、システム等の改定コストとの比較で保険料改定の可否を決定することも必要である。

特に保険料が非課税であるにもかかわらず、消費税の影響を受け引上げになる保険料の構造は消費者にとって複雑であり、簡単に納得できない可能性がある。それだけに、消費税による影響を正確に把握し、慎重に保険料に反映し、消費者に対して納得が得られる保険料改定にしていくことが求められる。

< 2 > 料率検証

既に述べた通り、消費税引上げの影響は損害保険商品の保険金や社費等に影響を与えるものであり、料率検証についてもその点を考慮して行う必要がある。

特に過渡期において、消費税引上げ前の実績と引上げ後の契約が混在した保険料を利用した料率検証を行う場合、引上げ前の実績を引上げ後の水準に修正を行うなど、基準を揃えた上で、料率検証を行う必要があることに留意する。

また、保険金を分析するにあたっては、消費税による変化が事故日ベースではなく支払日ベースで影響が出ることに留意する必要がある。過渡期においては、消費税引上げ前の未払保険金が支払時点では消費税引上げ後の状態になるため、例えば **IBNR** をロスディベロップメントファクターにより予測する際には、ロスディベロップメントファクターが消費税引上げにより変化することに留意する必要がある。消費税引き上げ前の料率検証においても、この点にも留意した対応が求められる。

外部環境の変化に対する損害保険商品の影響を収益面・料率面からの的確に整理・分析し、健全な保険会社の運営に寄与していくことは、アクチュアリーとして期待される重要な役割の一つである。

消費税の引上げも損害保険会社にとって、大きな外部環境の変化であり、以上のような分析に基づき保険会社を取り得る的確な対応に導いていくことが今後ますます求められていく。

以 上